

一般事業主行動計画

【 次世代育成支援推進 】

計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

社会福祉法人 慶友会

令和 7 年 4 月 1 日

社会福祉法人慶友会 一般事業主行動計画
【 次世代育成支援推進 】

1. 目的

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、社会福祉法人慶友会に勤務する職員（以下「職員」という。）が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員の要望に即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表するものとする。

2. 計画期間

この計画は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間をその期間とし、その後の計画については令和 10 年 3 月末までに策定する。

3. 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的かつ着実に推進するため、推進委員会（運営会議の中で実施）を設置する。同委員会では、取組項目の実施状況を把握し、必要に応じ計画の見直し等を行う。

4. 具体的な取組内容

仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に関する事項

（1）妊娠中及び産休・出産後における従業員への配慮。

- ①相談窓口設置による迅速な相談受付対応。
- ②休業中の職員へ対する職業能力等向上を図るための情報提供。
- ③短時間勤務制度による育児支援の実施。
- ④相談受付用紙を従業員全員に配布し、希望者との面談を実施。
- ⑤育児中の職員へ対する所定外労働の制限。

（2）育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ①育児・介護休業規程を各部署に配置し、制度の周知を図るとともに、特に男性 職員の育児休業等の取得推進について周知徹底を図る。
- ②育児休業等の取得手続や社会保険による出産費用の給付等の経済的支援について、育児休業対象職員に説明を行う。
- ③男性職員が育児休業を取得出来るよう、勤務体制・業務内容の見直し・検討。

多様な労働条件の整備

(1) 所定外労働時間の削減のための措置

継続的に業務内容の見直しを実施し、業務改善を図る。

(2) 年次有給休暇の取得の促進のための措置

①各部署において、勤務体制・業務内容等見直しを実施し、年次有給休暇の計画的取得ができるように取り組む。

②各部署に置いて、従業員の有給休暇使用日数及び残日数の把握をし、連絡する体制を整備する。

(3) その他の取り組み

①職場復帰支援サービスの積極的な取組みと法人内の周知徹底をする。

②職員の子供も参加できる「交流行事」の開催の継続的な取組みをする。